平成２９年（フ）第９５８号
仙台市青葉区木町３番１－703号、従前の住所仙台市泉区七北田字町130番地の４　梨の丘ハイツＡ－203
債務者　渡部　幸子
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第９６８号
仙台市宮城野区福田町２丁目10番22号
債務者　松元　和彦
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１０９号
福島県いわき市洋向台２丁目１番地の３　洋向台ハイツ202
債務者　高橋　　晃
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第１１０号
福島県いわき市平北白土字ネキ内20番地　コーポ二本松１－Ｃ賀澤方
債務者　賀澤　陽良
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第１１３号
福島県いわき市好間町小谷作字ヲミカト68番地の１　県営住宅３－26、従前の住所福島県いわき市平下平窪字屋越51番地の18　メゾン・グラシア１－Ａ
債務者　梅澤　秀子
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第２６１号
茨城県土浦市永国東町39番３号　パークヒルズⅠ　101号室
債務者　大月　一樹
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１９４号
茨城県取手市押切310番地、前住所東京都品川区西五反田８丁目10番６－510号
債務者　柴崎　一真
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第３４４号
新潟市東区太平４丁目18番地12　滝要ビル203
債務者　岩橋　由梨
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３７７号
新潟市江南区曽野木１丁目６番４－1723号
債務者　齋藤　　豊
1　決定年月日時　平成30年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４１１号
新潟市西区五十嵐３の町南８番12号、前住所新潟市西区内野西２丁目25番３号
債務者　水谷　　真
1　決定年月日時　平成30年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４１７号
新潟市西区新中浜１丁目13番地１　パームスＢ201号
債務者　田代　茂美
1　決定年月日時　平成30年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４２３号
新潟市西区寺尾東２丁目14番24号
債務者　堀川　英雄
1　決定年月日時　平成30年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４３２号
新潟市江南区亀田中島２丁目５番17号　リーシェ亀田中島213号
債務者　山下　勝雄
1　決定年月日時　平成30年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４３４号
新潟市中央区弁天１丁目３番７号　パルナス602号、前住所新潟市西区山田3395番地　グランディールシェトワ401号
債務者　汐見樹代美
1　決定年月日時　平成30年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４３９号
新潟市中央区上近江１丁目５番47－102号
債務者　宮本佳代子
1　決定年月日時　平成30年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４４０号
新潟市秋葉区小須戸3870番地６　小須戸大川前住宅301号
債務者　大場澤　秀
1　決定年月日時　平成30年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで　新潟地方裁判所民事部